

○前橋市 移住支援金

世帯 100 万

単身 60 万

★世帯要件で 18 歳未満のお子様同伴で移住した場合、お子様 1 人あたり 50 万円加算となります。

○予算額に達した時点で受付を締め切ります。

移住支援金の申請を考えている方は、転入後速やかにご連絡ください！

○窓口での申請は事前予約制となりますので、事前にお電話等でご連絡
ください

○交付要件や、手続き方法など、詳しくはHPをご確認ください



【前橋市ホームページ】

【対象者】 次の(1)(2)いずれも該当する方が対象となります。

(1) 次の①②の『すべて』に該当

① **住民票を移す直前の 10 年のうち、通算 5 年以上、**

東京 23 区に在住していた方、または 東京圏※1(条件不利地域※2 を除く)に在住し
東京 23 区に通勤※3 していた方

② **住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、**

東京 23 区に在住していた方、または 東京圏※1(条件不利地域※2 を除く)に在住し
東京 23 区に通勤※3 していた方

※東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等
(大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関)へ通学し、
東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間も上記 (1)、(2)の対象期間と
することができる。

(2) 次①～⑤の『いずれか』に該当

① **【就業 (一般)】** 群馬県のマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に
新規就業した方

② **【就業 (専門人材)】** プロフェッショナル人材支援事業または先導的人材マッチング支援
事業を利用して移住および就業した方

③ **【テレワーク】** 自己の意思による移住し、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を
引き続き行う方

④ **【関係人口】** 関係人口要件については、**前橋市ホームページ**をご確認ください。

⑤ **【起業】** 群馬県の事業による起業支援金の交付決定を受けた方

※1 東京圏

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のことを指します

※2 条件不利地域

前橋市ホームページでご案内しております

※3 通勤

雇用者としての通勤は、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります

前橋市 広報ブランド戦略課 シティプロモーション係

〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号 (前橋市役所庁舎5階)

電話番号：027-898-6971 e-mail：ijushien@city.maebashi.gunma.jp